



長野県報

3月26日(月)
平成19年
(2007年)
第1849号

目次

規 則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	2
県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則(住宅課)	2
盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行細則等の一部を改正する規則(特別支援教育課)	5
長野市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課)	7
長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則(高校教育課)	8
長野県短期大学附属幼稚園規則の一部を改正する規則(教育総務課)	9
学校職員のへき手当等に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課)	9
学校職員のへき手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(義務教育課)	9
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	10
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	10
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)	13
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	14

告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(長寿福祉課)	16
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水対策課)	16
土地改良事業等補助金交付要綱の一部改正(農地整備課)	17
森林法に基づく保安林の指定の解除(森林整備課)	18
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	18
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路課)	19
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路課)	19
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)	20
昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会)	20

公 告

長野県景観条例に基づく景観育成住民協定の認定(土地・景観課)	21
国土利用計画法に基づく長野県土地利用基本計画の変更及び閲覧(土地・景観課)	21
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(土地・景観課)	21
特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課)	21
一般競争入札(環境政策課)	22
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農地整備課)	22
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	22

規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年 3月26日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第4号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「行う患者の看護」を「、医療、放射線、臨床検査、栄養指導若しくは看護に関する業務」に改め、同項第3

号中「結核予防法（昭和26年法律第96号）第25条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14」に改め、同項第5号のイを削り、同号のウを同号のイとする。

第9条第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「前項第2号」を「前項第1号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同号を同項第2号とする。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

人事課

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年 3月26日

長野県知事 村井 仁

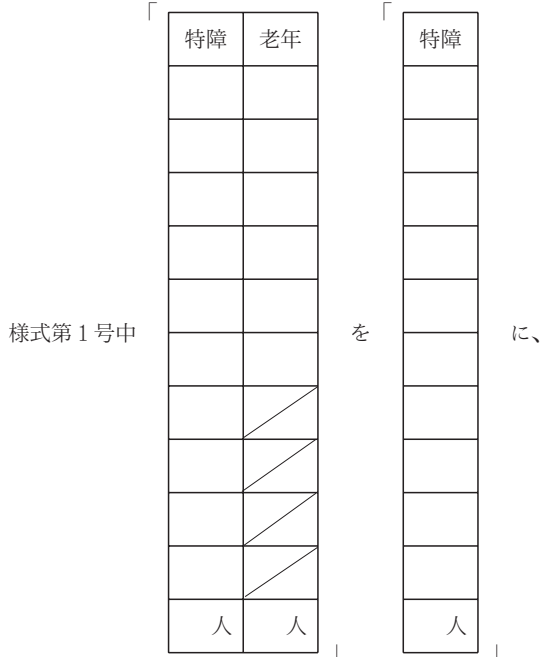
長野県規則第5号

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等の管理に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「仲町団地 広丘団地」を「広丘団地」に、「宮ヶ瀬団地 大島団地 森林団地」を「森林団地」に、

「小脇団地 田代団地 ねざめ団地」を「ねざめ団地」に改める。



「

1	50歳以上の者	2	身体障害者（ 級）
3	戦傷病者（ 項症 款症）	4	原爆被爆者
5	生活保護法に基づく被保護者	6	海外からの引揚者

を

」

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行細則(昭和33年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行細則

第1条中「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律(」に、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令」を「、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」に、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行規則」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則」に、「。)の規定に基き」を「)の規定に基づき」に改める。

第2条中「盲学校又は聾学校」を「特別支援学校」に改める。

(長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第2条 長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和34年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基く」を「よる」に、「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第6条第1項の表中「助教諭」を「栄養教諭・助教諭」に改める。

(学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第3条 学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和35年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第4条第2項」を「第5条」に改める。

別表中

「 盲 学 校 ろ う 学 校 養 護 学 校 」	を	「 特別支援学校 」	に改める。
---------------------------------------	---	------------------	-------

(学校教育法施行細則の一部改正)

第4条 学校教育法施行細則(昭和35年長野県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「特殊学校」を「特別支援学校」に改め、同条第1項中「特殊学校学級編制認可申請書」を「特別支援学校学級編制認可申請書」に改め、同条第2項中「特殊学校学級編制変更認可申請書」を「特別支援学校学級編制変更認可申請書」に改める。

第7条第1項中「高等学校(盲学校高等部、ろう学校高等部、養護学校高等部)全日制の課程(定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科、別科)設置認可申請書」を「高等学校(特別支援学校高等部)全日制の課程(定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科、別科)設置認可申請書」に改める。

第8条の見出し中「特殊学校」を「特別支援学校」に改め、同条第1項中「盲学校(ろう学校、養護学校)小学部(中学部、高等部、幼稚部)設置認可申請書」を「特別支援学校小学部(中学部、高等部、幼稚部)設置認可申請書」に改める。

第10条を次のように改める。

(学校等の廃止の認可申請書又は届出書)

第10条 省令第7条の7に規定する認可申請書又は届出書(添付書類を含む。)は、学校(分校)、高等学校(特別支援学校高等部)全日制の課程(定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科、別科)、特別支援学校小学部(中学部、高等部、幼稚部)廃止認可申請(届出)書(様式第16号)によるものとする。

第17条の見出し中「盲者」を「視覚障害者」に改め、同条中「盲者(ろう者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者)でなくなった者通知書」を「視覚障害者(聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者)でなくなった者通知書」に改める。

第19条の見出しを「(特別支援学校就学通知書)」に改め、同条中「盲学校、ろう学校及び養護学校就学通知書」を「特別支援学校就学通知書」に改める。

第27条中「盲者(ろう者)を「視覚障害者(聴覚障害者)に改める。

様式第11号中「特殊学校学級編制認可申請書」を「特別支援学校学級編制認可申請書」に改める。

様式第12号中「特殊学校学級編制変更認可申請書」を「特別支援学校学級編制変更認可申請書」に改める。

様式第13号中
「高等学校(盲学校高等部、ろう学校高等部、養護学校高等部)全日制の課程(定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科、別科)設置認可申請書」

「高等学校(特別支援学校高等部)全日制の課程(定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科、別科)設置認可申請書」に、「、高等学校(盲学校高等部、ろう学校高等部、養護学校)を「、高等学校(特別支援学校)に、「ので」を「ので、」に改める。

様式第14号中「盲学校(ろう学校、養護学校)小学部(中学部、高等部、幼稚部)設置認可申請書」を「特別支援学校小学部(中学部、高等部、幼稚部)設置認可申請書」に、

「、盲学校(ろう学校、養護学校)」を「、特別支援学校」に改める。

様式第16号中「学校(分校、高等学校(盲学校高等部、ろう学校高等部、養護学校高等部)全日制の課程(定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科、別科)盲学校(ろう学校、養護学校)小学部(中学部、高等部、幼稚部)廃止認可申請(届出)書」を「学校(分校)、高等学校(特別支援学校高等部)全日制の課程(定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科、別科)、特別支援学校小学部(中学部、高等部、幼稚部)廃止認可申請(届出)書」に、

「、学校(分校、高等学校(盲学校高等部、ろう学校高等部、養護学校)」を「、学校(分校)、高等学校(特別支援学校)」に、「盲学校(ろう学校、養護学校)小学部(中学部、高等部、幼稚部)」を「、特別支援学校小学部(中学部、高等部、幼稚部)」に改める。

様式第24号中「盲者(ろう者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者)でなくなった者通知書」を「視覚障害者(聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者)でなくなった者通知書」に、

「盲学校(ろう学校 養護学校)長 印」を「特別支援学校長 印」に、「盲者(ろう者)」を「視覚障害者(聴覚障害者)」に改める。

様式第26号中「盲学校、ろう学校及び養護学校就学通知書」を「特別支援学校就学通知書」に、「盲学校、ろう学校及び養護学校へ」を「特別支援学校へ」に、「盲者、ろう者」を「視覚障害者、聴覚障害者」に改める。

様式第27号中「盲者、ろう者」を「視覚障害者、聴覚障害者」に改める。

様式第28号中「盲者(ろう者)」を「視覚障害者(聴覚障害者)」に、「盲者、ろう者」を「視覚障害者、聴覚障害者」に改める。

様式第29号中「盲学校(ろう学校 養護学校)長 印」を「特別支援学校長 印」に、「盲者(ろう者)」を「視覚障害者(聴覚障害者)」に改める。

(盲学校・ろう学校・養護学校管理規則の一部改正)

第5条 盲学校・ろう学校・養護学校管理規則(昭和39年長野県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校管理規則

第1条中「盲学校・ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第2条の2の見出しを「(分室の設置等)」に改め、同条第1項中「別表第1」を「別表第2」に改め、同条第2項中「分室」を「分室及び分教室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、学校に分教室を置くことができる。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(学校において行う教育)

第2条の2 学校において行う教育は、別表第1のとおりとする。

第3条第2項中「盲学校及びろう学校」を「長野盲学校、松本盲学校、長野ろう学校及び松本ろう学校」に改め、同条第3項及び第4項中「盲学校」を「長野盲学校及び松本盲学校」に改め、同条第6項中「ろう学校の」を「長野ろう学校及び松本ろう学校の」に改める。

第15条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、学校に、事務長を補佐させるため、事務長補佐を置くことがある。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

(別表第1)(第2条の2関係)

学校の名称	学校において行う教育
長野盲学校	視覚障害者に対する教育
松本盲学校	視覚障害者に対する教育
長野ろう学校	聴覚障害者に対する教育
松本ろう学校	聴覚障害者に対する教育
長野養護学校	知的障害者に対する教育
諏訪養護学校	知的障害者に対する教育
伊那養護学校	知的障害者に対する教育
松本養護学校	知的障害者に対する教育
上田養護学校	知的障害者に対する教育
飯田養護学校	知的障害者に対する教育
安曇養護学校	知的障害者に対する教育
小諸養護学校	知的障害者に対する教育
飯山養護学校	知的障害者に対する教育
木曾養護学校	知的障害者に対する教育
稲荷山養護学校	知的障害者及び肢体不自由者に対する教育
花田養護学校	肢体不自由者に対する教育
若槻養護学校	病弱者(身体虚弱者を含む。)に対する教育
寿台養護学校	病弱者(身体虚弱者を含む。)に対する教育

(別表第2)(第2条の3関係)

左 欄	右 欄	
	名 称	位 置
松本養護学校	松本養護学校信濃学園分室	東筑摩郡波田町

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

特別支援教育課

長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和34年長野県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「助教諭」を「栄養教諭・助教諭」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

義務教育課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を次のように改める。

(副校長)

第10条 長野県中野立志館高等学校及び長野県木曾青峰高等学校に副校長を置く。

2 副校長は、校長があらかじめ定める範囲内において、校長の職務を行う。

第11条 削除

第14条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、県立高等学校に、事務長を補佐させるため、事務長補佐を置くことがある。

別表第1の長野県飯山南高等学校の項の次に次のように加える。

長野県飯山高等学校	普通科 体育科		
-----------	------------	--	--

別表第1の長野県中野実業高等学校の項の次に次のように加える。

長野県中野立志館高等学校	総合学科	普通科	
--------------	------	-----	--

別表第1の長野県須坂高等学校の項中 「普通科 普通科」 を 「普通科」 に改め、同表の長野県須坂園芸高等学校の項中

「園芸科」 を 「園芸科
食品科学科」 に改め、同表の長野県更級農業高等学校の項中 「生物科学科
生活科学科」 を 「生物科学科」 に改め、同

表の長野県屋代南高等学校の項中 「普通科
被服科」 を 「普通科」 に改め、同表中
長野県丸子実業高等学校 普通科
応用生物科
建設工学科
商業科
被服科
長野県東部高等学校 普通科

「長野県丸子修学館高等学校 普通科
応用生物科
建設工学科
商業科
被服科
総合学科」 に改め、同表の長野県軽井沢高等学校の項中 「英語科」 を 「英語科
国際文化科」 に改め、
長野県東御清翔高等学校 普通科

同表の長野県岡谷工業高等学校の項中 「機械科」 を 「」 に改め、同表の長野県飯田長姫高等学校の項中 「普通科
商業科」 を

「普通科」 に改め、同表の長野県木曾山林高等学校の項の次に次のように加える。

長野県木曾青峰高等学校	普通科 森林環境科 インテリア科 理数科	普通科	
-------------	-------------------------------	-----	--

別表第1の長野県松本工業高等学校の項中
 「機械科
電気科
工業技術科」を「工業技術科」に改め、同表の長野県穂高商業高等学校の項中

「会計科」を「会計科
情報マネジメント科」に改める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県短期大学付属幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

長野県短期大学付属幼稚園規則の一部を改正する規則

長野県短期大学付属幼稚園規則（昭和40年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 雑則（第22条—第26条）」を

「第6章 学校評議員（第22条）
第7章 雑則（第23条—第27条）」に改める。

第6章中第26条を第27条とし、第22条から第25条までを1条ずつ繰り下げ、同章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 学校評議員
（学校評議員）

第22条 付属幼稚園に、学校評議員を置く。

2 前項の学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

教育総務課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の項中
 「松本市立奈川小学校
木曾郡南木曾町立蘭小学校」を

「松本市立奈川小学校」に改める。

別表第2中
 「下高井郡野沢温泉村立市川小学校
長野市立鬼無里小学校」を

「長野市立鬼無里小学校」に改める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

義務教育課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年長野県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の1.5」を「100分の2」に、「100分の2.5」と、「」を「100分の3」と、「」に、「100分の8.5」を「100分の9」に、「100分の1」を「100分の1.5」に改める。

附則第4項中「100分の1.5」を「100分の2」に、「100分の2.5」と、「」を「100分の3」と、「」に、「100分の3.5」と、「」を「100分の4」と、「」に、「100分の1」を「100分の1.5」に改める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

義務教育課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月26日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表) (第2条関係)

階級等別 区 分	警 察 官						警察官以 外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	小 計		
長野県警察本部	人 69	人 107	人 330	人 216	人 143	人 865	人 268	人 1,133
長野県警察学校	2	3	9			14	4	18
警 察 署	48	139	634	789	792	2,402	177	2,579
初 任 科 生					100	100		100
合 計	119	249	973	1,005	1,035	3,381	449	3,830

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

警 務 課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月26日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

長野県公安委員会規則第3号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「事務吏員若しくは技術吏員（以下「吏員」という。）若しくは吏員以外の一般職員」を「警察官以外の職員（常勤の者に限る。以下「職員」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「吏員」を「職員」に改める。

別表第4の警察本部の項中「吏員」を「職員」に改め、同表の部の項及び交通部の項中「吏員」を「職員」に改め、同表の課等の項中「又は吏員」を「又は職員」に、「管理幹 吏員」を「管理幹 職員」に、「専門幹 吏員」を「専門幹 職員」に、

「

主幹	吏員
主査	吏員

」を「

主幹	職員
主査	職員

」に、「

副主査	吏員
-----	----

」を「

副主査	職員
-----	----

」に、

主事	吏員
技師	
タイプ技師長	吏員
副タイプ技師長	
タイプ技師	
庁務技師	吏員
通信技師長	吏員
副通信技師長	
通信技師	
汽缶技師	吏員

主事	職員
技師	
タイプ技師長	職員
副タイプ技師長	
タイプ技師	
庁務技師	職員
通信技師長	職員
副通信技師長	
通信技師	
汽缶技師	職員

に、「

産業医	吏員
-----	----

」を「

産業医	職員
-----	----

」に改め、同表の広報課の項中「又は吏員」を「又は職員」

に、「

吏員以外の一般職員

」を「

職員

」に改め、同表の自動車整備工場の項中「又は吏員」を「又は職員」に、「

吏員

」を

「

職員

」に改め、同表の犯罪被害者対策室の項及び教養課の項中「吏員」を「職員」に改め、同表の会計課の項中「

吏員
吏員

」を

「

職員
職員

」に、「又は吏員」を「又は職員」に改め、同表の監査室の項中「吏員」を「職員」に改め、同表の健康管理室の項中「又は吏員」を

「

職員

」に改め、同表の少年サポートセンターの項中「又は吏員」を「又は職員」に改め、同表の鑑識課の項中「

吏員
吏員

」を「

職員
職員

」に

「

職員
職員

」に改め、同表の少年サポートセンターの項中「又は吏員」を「又は職員」に改め、同表の鑑識課の項中「

吏員
吏員

」を「

職員
職員

」に

「

職員
職員

」に改め、同表の少年サポートセンターの項中「又は吏員」を「又は職員」に改め、同表の鑑識課の項中「

吏員
吏員

」を「

職員
職員

」に

「

吏員
吏員
吏員

」を「

職員
職員
職員

」に改め、同表の交通管制センターの項中「

吏員

」を「

職員

」に改

め、同表の免許センターの項中「

吏員

」を「

職員

」に改め、同表の学校の項中「

専門幹	吏員
-----	----

」を「

専門幹	職員
-----	----

」に、

「又は

吏員

」を「又は

職員

」に、「

事務長	吏員
-----	----

」を「

事務長	職員
-----	----

」に、「

主幹	吏員
主査	吏員

」を「

主幹	職員
主査	職員

」に、

「

副主査	吏員
-----	----

」を「

副主査	職員
-----	----

」に、「

主任	吏員
----	----

」を「

主任	職員
----	----

」に、「

主事	吏員
技師	
庁務技師	吏員
汽缶技師	吏員
給食技師	吏員

」を

「

主事	職員
技師	
庁務技師	職員
汽缶技師	職員
給食技師	職員

」に、「

産業医	吏員
-----	----

」を「

産業医	職員
-----	----

」に改め、同表の警察署の項中「

会計管理幹	吏員
専門幹	吏員

」を

「

会計管理幹	職員
専門幹	職員

」に、「又は

吏員

」を「又は

職員

」に、「

主幹	吏員
主査	吏員

」を「

主幹	職員
主査	職員

」に、「

副主査	吏員
-----	----

」を

「

副主査	職員
-----	----

」に、「

主事	吏員
技師	
主任婦人補導員	吏員
婦人補導員	吏員
主任交通巡視員	吏員
交通巡視員	吏員
庁務技師	吏員
通信技師	吏員
汽缶技師	吏員

」を「

主事	職員
技師	
主任婦人補導員	職員
婦人補導員	職員
主任交通巡視員	職員
交通巡視員	職員
庁務技師	職員
通信技師	職員
汽缶技師	職員

」に、「

産業医	吏員
-----	----

」を

「

産業医	職員
-----	----

」に改める。

別表第5の交番の項中「

吏員

」を「

職員

」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

警務課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月26日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

長野県公安委員会規則第4号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表の一般国道18号の項を次のように改める。

一般国道18号	群馬県と長野県との境界から一般国道18号との交差点(北佐久郡軽井沢町大字長倉字オノ河原5341番2地先)まで(バイパス)
	一般国道18号との交差点(北佐久郡軽井沢町大字長倉字オノ河原5341番2地先)から一般国道117号との交差点(長野市豊野町蟹沢字堀境170番1地先)まで
	県道杉野沢黒姫停車場線との交差点(上水内郡信濃町大字柏原字毛なし2337番7地先)から長野県と新潟県との境界まで
	上田市古里字大畑2022番1地先から県道長野上田線との交差点まで(バイパス)
	県道姨捨停車場線との交差点(千曲市大字八幡字謡坂4580番1地先)から一般国道403号との交差点(千曲市大字稲荷山字境無3847番7地先)まで(バイパス)

別表の一般国道19号の項中「長野市川中島町今里字塚田804番1地先」を「一般国道19号との交差点(長野市篠ノ井小松原字裏山3561番地先)」に改め、同表の一般国道20号の項を次のように改める。

一般国道20号	山梨県と長野県との境界から一般国道19号との交差点まで
	茅野市宮川3926番6地先から県道神宮寺諏訪線との交差点(諏訪市大字四賀字庄ノ田通2348番2地先)まで(バイパス)
	県道下諏訪辰野線との交差点(岡谷市長地梨久保2丁目4125番3地先)から一般国道20号との交差点(岡谷市今井字堰下1670番2地先)まで(バイパス)

別表の一般国道141号の項を次のように改める。

一般国道141号	山梨県と長野県との境界から一般国道18号との交差点(小諸市大字平原字曲沢1035番7地先)まで
	一般国道18号との交差点(小諸市大字柏木字東大道下158番3地先)から小諸市大字柏木字西大道下15番6地先まで
	県道佐久小諸線との交差点から一般国道18号との交差点(小諸市丙394番1地先)まで

別表の一般国道147号の項の次に次のように加える。

一般国道151号	一般国道153号との交差点から飯田市道1-50号線との交差点まで
----------	----------------------------------

別表の一般国道153号の項中「県道時又中村線との交差点(飯田市中村3890番の2地先)」を「愛知県と長野県との境界」に改め、同表の一般国道158号の項の次に次のように加える。

一般国道256号	一般国道19号との交差点から一般国道153号との交差点まで
----------	-------------------------------

別表の一般国道406号の項の次に次のように加える。

一般国道474号	下伊那郡喬木村9119番367地先から飯田市上村26番5地先まで
----------	----------------------------------

別表の県道塩尻鍋割穂高線の項の次に次のように加える。

県道長野真田線	一般国道18号との交差点から高速自動車国道関越自動車道上越線長野インターチェンジまで
---------	--

別表の県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線の項の次に次のように加える。

県道長野上田線	県道大町麻績インター千曲線との交差点から県道上室賀坂城停車場線との交差点まで
---------	--

別表の県道丸子東部インター線の項の次に次のように加える。

県道坂城インター線	高速自動車国道関越自動車道上越線坂城インターチェンジから一般国道18号との交差点まで
県道上室賀坂城停車場線	県道長野上田線との交差点から一般国道18号との交差点まで

別表の県道関崎川中島停車場線の項の次に次のように加える。

県道小松原川中島停車場線	長野市川中島町四ツ屋字浦河原145番8地先から長野市道四ツ屋今井線との交差点まで
--------------	--

別表の岡谷市道今井通り線の項の次に次のように加える。

飯田市道1-50号線	一般国道151号との交差点から飯田市松尾代田1211番地先まで
------------	---------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に一般国道18号(一般国道406号との交差点(長野市大字柳原字東圃2084番1地先)から一般国道117号との交差点(長野市豊野町蟹沢字堀境170番1地先)までの区間、県道杉野沢黒姫停車場線との交差点(上水内郡信濃町大字柏原字毛なし2337番7地先)から高速自動車国道関越自動車道上越線信濃町インターチェンジまでの区間、上田市古里字大畑2022番1地先から県道長野上田線との交差点まで(バイパス)の区間及び県道姨捨停車場線との交差点(千曲市大字八幡字謡坂4580番1地先)から一般国道403号との交差点(千曲市大字稲荷山字境無3847番7地先)まで(バイパス)の区間に限る。)、一般国道19号(一般国道19号との交差点(長野市篠ノ井小松原字裏山3561番地先)から長野市川中島町今里字塚田804番1地先までの区間に限る。)、一般国道20号(県道下諏訪辰野線との交差点(岡谷市長地梨久保2丁目4125番3地先)から一般国道20号との交差点(岡谷市今井字堰下1670番2地先)まで(バイパス)の区間に限る。)、一般国道141号(山梨県と長野県との境界から県道上原猿久保線との交差点までの区間及び県道佐久小諸線との交差点から一般国道18号との交差点(小諸市丙394番1地先)までの区間に限る。)、一般国道151号、一般国道153号(愛知県と長野県との境界から県道時又中村線との交差点(飯田市中村3890番の2地先)までの区間に限る。)、一般国道256号、一般国道474号、県道長野真田線、県道長野上田線、県道坂城インター線、県道上室賀坂城停車場線、県道小松原川中島停車場線又は飯田市道1-50号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通企画課

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月26日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第1号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第4条の2第3号中「第4条の5」を「第4条の4」に改め、同条を第4条とする。

第4条の3を第4条の2とし、第4条の4第1項第4号中「第4条の2」を「第4条」に改め、同条を第4条の3とする。

第4条の5を第4条の4とし、第4条の6を第4条の5とし、第4条の7第1項第4号中「第4条の5」を「第4条の4」に改め、同条を第4条の6とする。

第4条の8第1項中「第4条の3及び第4条の4」を「第4条の2及び第4条の3」に、「第4条の3第1項」を「第4条の2第1項」に、「第4条の4第1項第1号」を「第4条の3第1項第1号」に改め、同条第2項中「第4条の6第1項」を「第4条の5第1項」に改め、同条を第4条の7とする。

第8条第1項の表の第13号中「正規の勤務時間」の次に「(条例第5条に規定する正規の勤務時間をいう。)」を加え、同表の第17号中「若しくは結核予防法(昭和26年法律第96号)第13条第4項」を削り、同表の第20号中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第40条第2項中「第4条第2項」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

人事委員会事務局
